

兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、国民健康保険事業の運営に関する条例（平成29年兵庫県条例第30号）第6条の規定により、兵庫県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、議事を非公開とすることができる。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について審議等を行う場合
- (2) 議事を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第3条 会議を開いたときは、次の事項を記載した会議録を調整し、会長の指名した出席委員2名がこれを確認するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 審議の概要
- (4) その他必要な事項

2 会議録は公開する。なお、公開にあたっては、次に掲げる事項は非公開とする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
- (3) 前条第1項ただし書きに該当する事項
- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる事項

（代理出席）

第4条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、会議が開かれる前に委任状を会長等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。
- 3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉部国保医療課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年7月21日から施行する。

この規程は、平成31年3月20日から施行する。

この規程は、令和7年 月 日から施行する。